

# (案)

## 物 品 購 入 契 約 書

1 整理番号

2 物 品 名

3 調達物品、規格及び数量

品名	規格	数量	単価	金額

4 納入場所

5 納入期限                      年              月              日限

6 契約金額              金                                      円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額      金                                      円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

7 契約保証金              木津川市契約事務規則第30条第2項により免除

上記の物品購入について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(契約内容)

第1条 受注者は、頭書記載の調達物品（以下「物品」という。）を、頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一般的損害)

第3条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入にあたり生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第5条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第4条 物品の納入にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前2項の場合その他物品の納入にあたり第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、受注者の

契約解除の請求を承認するものとする。

(納入の通知)

第6条 受注者は物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(物品の検査及び引渡し)

第7条 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのもとに物品の検査を行うものとする。

- 2 物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の検査に合格した後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該物品の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 物品検査の結果、物品の全部又は一部が不良品であるときは、受注者は発注者の指定する期日までに、約定どおりの物品を納入しなければならない。

(代金の支払い)

第8条 発注者は前条の検査を完了したのち、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を受注者の指定する口座に振込むものとする。

(納入遅延に対する損害金等)

第9条 受注者の責めに帰する事由により納入期限までに物品の納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。

(支払い遅延に対する遅延利息)

第10条 発注者の責めに帰する事由により第8条の支払期日までに契約金額を支払わない場合においては、発注者は受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額については前条を準用する。ただし納入とあるのは「支払い」と読み替えるものとする。

(瑕疵担保)

第11条 発注者は、物品の検査をした後1年以内に、当該物品に隠れた瑕疵があることを発見したときは、受注者に対して、これを無償で修理し、又は瑕疵のない同種類の物品と取り替えることを請求することができる。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品調達等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 調達その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当す

ることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を調達その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項に定める解除権を行使されたことにより損害を受けた場合においても、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

（関係法令の遵守）

第13条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（紛争の解決）

第14条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

（疑義の決定）

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に定める条項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（履行の決定）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

発注者 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市  
木津川市長 河井 規子

受注者 住所

氏名